

# ～令和 8 年度 大蔵村放課後児童クラブ利用申請案内～

## ◎放課後児童クラブについて

日中、保護者の就労等により、家庭にすることができない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」を実施しています。異年齢児が集団で生活する中で、子どもの個性を大切に、基本的な生活習慣の確立や遊びのサポートをします。

## ◎対象児童

- ・小学 1 年生から 6 年生までの大蔵小学校に通う児童（定員 70 名）
- ・保護者の就労や、家族が高齢や病気等の理由により、家庭での保育が困難であることから、放課後児童健全育成事業における支援の必要性がある児童です。

## ◎開所時間について

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 月曜日～金曜日の放課後   | 小学校下校後～18：30 まで |
| 1 日利用（学校休業日等） | 8：00～18：30 まで   |

※保護者の就労状況によって、利用できる時間が違いますので、ご了承ください。

## ◎利用料金について（日額）

|               |      |
|---------------|------|
| 月曜日～金曜日の放課後   | 200円 |
| 1 日利用（学校休業日等） | 400円 |

※スポーツ安全保険のほか、別途活動料の負担をお願いする場合があります。

## ◎申請期間等について

- ・受付期間…令和 7 年 11 月 4 日(火)～令和 7 年 11 月 21 日(金) 8：30～17：00
- ・受付場所…新規で申請される方：大蔵村教育委員会 窓口 ※郵送不可  
継続して利用される方：放課後児童クラブもしくは大蔵村教育委員会 窓口
- ・申請書類…①利用申請書 ②就労証明書（※同居している就労者全員分）

※申請書類は、村ホームページからダウンロードできます。

<https://www.vill.ohkura.yamagata.jp/soshikikarasagasu/kyoikuiinkai/2304.html>

また、大蔵村教育委員会及び大蔵村放課後児童クラブでも配付しております。

## ◎利用申請から利用決定まで

提出後、後日児童クラブで聞き取りを行った上で利用決定を行い、決定通知書を発送いたします。

## ◎注意事項

※令和 7 年度に利用されている方も、引き続き利用を希望する場合は手続きが必要です。

- ・受付期間を過ぎてからの申請は、原則として受け付けておりませんので、ご注意ください。
- ・申請内容審査の結果、利用できない場合もございます。

### 【お問合せ】

大蔵村教育委員会教育課 教育総務係 担当：黒田 ☎75-2323

